

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年7月12日（水）午後2時30分～午後4時00分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 川 本 清 巖（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 小 坂 茂 之（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 佐 藤 康 行（東京地方裁判所立川支部刑事部判事補）
検察官 鎌 田 隆 志（東京地方検察庁立川支部公判担当副部長）
検察官 武 藤 京 子（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
検察官 田 村 太 郎（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
弁護士 贅 田 健二郎（東京弁護士会所属）
弁護士 芝 崎 勇 介（東京弁護士会所属）
弁護士 久保田 洋 平（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

本日、司会を務めます、刑事1部の川本清巖と申します。よろしくお願ひします。本日は、6名の裁判員経験者の方々にお集まりいただきました。皆さまから御意見を伺うのは、私どもにとり、今後の裁判員裁判を運営するに当たり、非常に参考となります。どうか率直な御意見をいただけますようお願いいたします。

それでは、私の方から御紹介を兼ねまして裁判員経験者の皆さんが御担当になった事件を紹介させていただきます。

まずは、1番の方が担当された事件は強盗致傷事件です。事案は、駐車中の自動車内に乗り込み、被害者に刃物様のものを突き付け、脅迫し、被害者を降車させた上、被害者に足蹴りをして転倒させ、さらに、自動車を発進さ

せ、運転席ドアの取っ手をつかんでいた被害者に併走を余儀なくさせて転倒させ、現金6万5000円等が積載された時価約60万円相当の自動車1台を奪い、被害者に加療約8日間を要する傷害を負わせたというものです。被告人が自動車を発進させた際に被害者がドアの取っ手をつかんでいたかどうかにつき争いはありましたが、主な争点は量刑です。検察官の求刑は懲役7年、弁護人の意見は懲役3年、執行猶予5年で、判決は懲役4年6月となりました。

2番の方、3番の方が担当されたのは殺人事件です。事案は、インターネットで知り合った被害者が性的関係を持つことには同意したものの、口淫を拒否され、口淫を継続させようとしたところ、被害者から騒がれたことなどに激高し、被害者の首を絞めて殺害したというものです。争点は量刑で、検察官の求刑は懲役18年、弁護人の意見は懲役14年で、判決は懲役16年となりました。

4番の方が担当されたのは、殺人未遂等事件です。事案は、被害者に一方的に好意を抱き、被害者と話をしようとしたが拒絶されたことなどに激高し、殺意をもって、折りたたみナイフで、被害者の首、胸、背中等を多数回突き刺すなどしたが、入院加療約107日を要する傷害や全治不明の傷害等を負わせたにとどまったというものです。主な争点は量刑ということになります。検察官の求刑は懲役17年、弁護人は刑期についての言及はなく、判決は懲役14年6か月となりました。

5番の方が担当されたのは、殺人、殺人未遂事件です。事案は、いわゆる心中事案で、実の妹の首や背中等を牛刀で多数回突き刺して殺害し、実母の背中を牛刀で突き刺して殺害しようとしたが、全治まで約2週間を要する傷害を負わせたにとどまったというものです。被告人が、犯行時、心神耗弱の状態にあったことに争いはなく、争点は量刑です。検察官の求刑は懲役8年、弁護人の意見は、資料からははっきりしないのですが、執行猶予の意見だっ

たようです。判決は、懲役3年、5年間保護観察付き執行猶予となりました。

最後に6番の方が担当されたのは傷害致死事件です。被告人がインフルエンザにかかったため、被告人の身の回りの世話をしに来てもらっていた父親に対し、同人がトイレの水回りを壊したことや頼んだ飲食物と違ったものを買ってきたことなどに腹を立て、被害者の右顔面から右側頭部にかけての部分や胸部に暴行を加えて、死亡させたというものです。争点は量刑です。検察官の求刑は懲役8年、弁護人の意見は保護観察付き執行猶予で、判決は懲役5年となりました。

こういった事件を担当されたということですが、裁判員裁判を経験してみたの全般的な感想をお聞かせください。裁判員裁判を経験する前と後の裁判員裁判に対する印象の違いですとか、裁判員裁判を経験したことでその後の生活に変化があったかどうかなどということになります。

まず、1番の方、いかがでしょうか。

1番

やはり裁判員を経験する前は、この裁判に関してはテレビの中のよその出来事という感じだったのが、やはり本当にこういう世界があったんだなというのを改めて実感したような感じでした。ただ、裁判員をやっている間はすごく何かふわふわしていて、日常が日常ではないような何か現実離れをしたようなすごく不思議な感覚がありました。やり慣れないことをしてすごく疲れているはずなのに疲れも感じない、何か知らない間にすごく緊張を感じていたんだというふうに今となっては思います。当時は疲れないし、いつもの平常心だし、私でも意外と強いところがあるのかなと思っていたんですが、さすがに判決の前日にはもう眠ることができず、明日はどうなってしまおうんだろうとすごくドキドキしたのを覚えています。それで終わってから何日か寝込んで、やっぱりすごく心身ともにプレッシャーだったんだなというのを感じています。それで、今では無意識のうちにか、すごく過酷だった日々を忘

りたいというか、あまり思い出さないようにして、今回呼んでいただいたのも、裁判員の方に対して何か心身の問題があったときにはこの電話をと
言われたんですけど、そこに電話するほどでもないけれど、でも何かちよつ
と思り返したいというか、フィードバックしたいという思いがあって、今日
はここに来た次第です。以上です。

司会者

ありがとうございました。では2番の方をお願いします。

2番

全体的な感想・印象ということで、裁判員裁判に参加したことは私にとつ
て非常によかった、有意義だったのかなというふうに感じています。1番の
方が少しおっしゃっていましたが、日常生活の中であまり裁判、縁が
ないほうがいいと思うんですけども、ないんですね。その中で司法制度とい
うか裁判制度を非常に身近に感じた時間であったと思います。また、裁判官
3名の方、残りの裁判員の方と一緒に判決まで持っていく中で、裁判官の方
の負担軽減にも少しつながってる部分があるのかなというふうに今思い返す
と思います。理由としましては、世間一般の全く関わりのない人間の意見
を取り入れることによって、限られた人だけ、その3人だけで決めるのってや
っぱり大変なんだろうなとずっと思ってたので、そういう点では、少数では
ありますけれども、広く意見を聞くことというのは、何かを決定づけるとき
には少し役に立てたのかなと思います。それと反面、やっぱり精神的な負担
は感じてました。時間的な制約もそうなんですけれども、当然被害者側の感
情ですとか被告人の人生や事件の背景、生い立ち、考えることが非常に多く
て、考えることは非常に多いんですけども、最終的には自分の意見を一つ
にまとめなければいけないというふうに持っていく中で、必然的に考える時
間というのが非常に長かった。帰宅してお風呂に入ってる間ですとか、寝る
前だとか、ふだん考えなくてもいいようなことをずっと考えていたというの

が、やってるときの感想でした。最後になりますけれども、裁判員に対する配慮というのが非常に厚かったなというふうに思っています。これは多分安全上とかそういう配慮だと思うんですけども、非常に細かい部分まで配慮いただいている、その点は非常に良かったなというふうに感じております。以上です。

司会者

それでは3番の方をお願いします。

3番

裁判に対しての考え方は、今までとは変わりました。いろいろとテレビなどで裁判員裁判とかいう言葉を聞きますと、ぴっと聞き耳を立てる、そういう自分がいて驚くことがあります。私は見てのとおり70歳以上で、お断りできる年齢だったんですが、健康であることなどもありまして、応募というか一応お受けするような態勢を持って行って、裁判員になったわけですけども、5日間という短い期間だったせいもあるんでしょうけれども、その間はとても元気に、ある意味緊張してしまっていて、普通よりとても気が張って、多分生き生きとしていたと思います。70歳以上ということで、皆さん周りの方にはお受けしなければいいのと言われてたこともありましたけれども、私はとても貴重な1週間だったと皆さんにお伝えしました。事件がそれほど、例えば殺人事件でもいろんなむごいことを言われたりとか、そういうこともなかったものですから、逆に裁判所のとても配慮を感じまして、部屋に戻れば皆さん自由にお話ししながら、とてもよい1週間で過ごしました。それは確かです。後でフィードバックがあるかなと思ったんですが、全然ありませんでした。とてもいい経験だったと思っております。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは4番の方お願いいたします。

4 番

私が担当したのは、私が裁判員になるということはほとんど、うちの者にも息子や娘にもその他にも一切言ってなかったことです。うちに帰りまして、その日にテレビがかかってたわけですね。私の態度が変わっていたのかどうか、たちまち見破られましてですね、何かあったと。まあ黙ってるのもどうかと思うんで、実はこういうところへ行ってるんだと言ったわけですね。そしたら、その事件そのものがテレビで毎日のようにニュースで流されるので、それからまた次の日から黙って何も言わなかったですね。多少関心はあったんですが、この裁判員裁判に参加させていただいてからは、ぐっとその何というんですか、関心と同時に、もっと皆さんこういうことに関心を持ったほうがいいんじゃないかなというふうには感じました。プロの裁判官が3人、私どもについて指導してくれたわけですが、非常にいろいろな点で配慮がありましたし、私たちの緊張を和らげる、そういうことを、控室に帰ってきてでも引き出してくれるので、やりやすかったというんですか、初めの日には緊張はありましたけども、次の日からは大分楽になりました。初日は裁判員が1人倒れまして、びっくりした、そういう事件だったんですけれども、一旦休廷になったぐらいの事件で、テレビでもそのニュースが大きく出されたわけです。2日目からは、私なんかはどっちかといえば裁判官の配慮で落ち着いて参加できたと思ってます。やはり多くの人に関心を持ったほうがいいんじゃないかなというふうに感じています。

司会者

どうもありがとうございました。それでは5番の方お願いいたします。

5 番

私は、本当にこの裁判員に当たった、当たるという言葉がとても何か私にはぴったりみたいに、裁判員というその選任があるということは分かっていたけれども、私のところに来るなんていうのは何なんだろうというふうなこ

とで、周りの方に何か裁判員裁判って知っていると、当たらないでしょうというふうな状況だったんですね。まるで宝くじに当たったような状況だったんですけれども。先ほどもいらっしやいましたけれども、私は70歳を超えております。これでどうなるのかなと思いつつながら、それでもちょっと好奇心もありましたというところで、欠席もなく参加できたということに対しては、結論から言いますと大変いい経験をさせていただいたということなんですね。それで皆さんにも、内容とかなんかというのは申し上げませんが、やっぱり裁判員の通知が来たら是非経験するべきということで、断わるなんていうことをしないように、やったほうがいいよということを一生涯そのお話をするとということで、本当に私にはいい経験をさせていただいたということが結論です。内容としては非常に、ちょっと精神的な問題も含めた裁判でしたので、とても大変でしたけれども、裁判官の皆さんも本当に懇切丁寧というか、説明していただいたということ、それから裁判ということの流れというようなものをしっかり見ることが、生で見ることができたということを含めて、これはやっぱり多くの人たちに経験を積んでもらいたいと思います。非常にいい思い出という感じで、また今回、意見交換会のほうに呼ばれましたということに対しても、えっとか思いつつながら、本当にありがとうございましたと申し上げたいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。心強いお言葉ありがとうございました。では6番の方お願いいたします。

6番

私は日本でこの裁判員制度が始まったときから非常に興味を持ってまして、できたら自分も裁判員をやってみたいなとかねがね思ってたところなんです。まさか自分が裁判員に選ばれると思ってなかったんですから、それが来たときには非常に興奮しまして、それと同時に大変な名誉を感じました。私の家

族に時々そういう裁判の話なんかはしてましたから、お父さんがそういうふうに裁判員に選ばれたことを家族も大変喜んでくれて、支援してくれました。ですから、そういう事情が最初にあったもんですから、私はこの裁判が、不謹慎ですけども、大変楽しみというんですかね、毎日来るのが楽しかったですね。検察官と弁護人のいろんな説明、あるいはまた精神科の先生が来たり、いろんなことがあって、裁判というのはどういうふうに具体的に行われるのか、実際にこの目で見て、私が想像してたのとかなり違う部分がありましたけども、実際はかなり私が想像してたよりも何か劇的な感じがしました。私のところでやっていた事案は、実を言うとそんなに難しい話じゃなかったと思うんですけども、ただ量刑の問題ですから、私は個人的に大体こういう裁判ですとどのぐらいになるのかなと想定はしていたんですけど、現実的に実際自分の主観と裁判とどう違うのか、そういった違いですね、そういったことも具体的に経験できたりして、大変自分としてはいい経験ができたと思っています。それから私が非常に感じたのは、この裁判をやっているときに、一体どういうふうにやっていくのかな、そういういろんな心配事とか不安がありましたけど、特に感心したのは、やっぱり裁判官の方のやり方ですね。私が想像してたのとは全然違ってました。裁判官の方というのはもう少し威厳があって、多少尊大なところもあるのかななんて思ってたんですけども、全然違って、非常に親しみやすく、どんなことでも親切にいろいろ教えていただいたり、答えていただいたりして、非常に裁判の基本的な知識を得られて、全体的には楽しい思いをしたと思います。実際、被告人の方に気の毒だと思いますけれども、そういうことは個人的な同情の問題とかいろいろありますけど、この経験は私にとっては全く絵に描いたような、非常にこの何というんですか、スムーズにいった裁判だと思っています。そんなことで非常に裁判にこれからますます興味を持って見てられると思っています。もっと若い人たちにこういう裁判員裁判に参加してもらえば、またいろいろと犯罪

抑止につながっていくんじゃないかななんて思ってます。ですから、こんなことでまたお役に立つ機会があれば喜んで協力させていただきたいなと思ってるところです。

司会者

それでは、全般的な御感想を聞きましたので、今度は審理について入っていきたいと思います。まずは、全体的に見て公判審理は分かりやすかったかどうかということの率直な御感想を伺いたと思います。審理に立ち会って、あるいは全体的な手続の流れ、今何をしてるんだとか、そういうことは理解できたのかということを中心に感想を述べていただければと思います。今回は6番の方からお願いいたします。

6番

審理につきましては、ただいまちょっと申し上げましたけれども、大変スムーズにいったと思います。手際についてもほとんど問題ないと思うし、実にやはり考えられてやってるなと思って、私はこれに対しては何の疑念もなかったです。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方。手続全体が分かりやすかったかどうか。

5番

審理についてはですね、これは年齢的なものもあるんじゃないかと私思っただんですけども、他の方たちの、弁護士、検察官とかのお話というのはちゃんと聞き取ることができたんですけども、被告人の言葉が、裁判官のほうもマイクを近寄らせてちゃんとしゃべってくださいというふうなことを時々注意してもらいながらも、聞き取るのにとっても大変だったということで、そこのところは非常に残念に私は思いましたんですね。でも、弁護人の方とか検察官の方、それから控室に戻ってきて裁判官の皆さんから、ここは

何とおっしゃってたんですかみたいな感じで私聞きながらという感じで。流的には大変分かったんですけれども、もっときちんと本人の意思というのを分かりたかったなというところ、そういうところがあったというのが一番、ちょっとあの中では残念だった、疲れましたという、一生懸命聞こう、一生懸命聞こうというふうな感じで聞いたんですけれども、半分以下ぐらいしか本人の意見を聞くことができなかつたので、最後に記録を見せていただいたというふうな感じだったんですね。そこら辺のところの配慮というのはできるのかどうかという、これからも高齢の方たちにも是非参加はしていただきたいと、裁判員として参加していただきたいといったときに、そういう配慮ができたらうれしいなというふうに思いました。

司会者

どうもありがとうございました。当事者の中で裁判官の説明が分かりにくかったというんじゃないなくて、被告人の声が聞き取れなかったという意味ですかね。

5 番

そうです。

司会者

今度は4番の方お願いいたします。

4 番

私は初日からどういう事件でどうなったかというのは理解ができました。ですから裁判官、それから検事、弁護人の意見を聞くほうに回ったような気持ちの方が自分がありましたから、全体は理解できてました。

司会者

ありがとうございました。今度は3番の方お願いいたします。

3 番

私の場合も、事前に裁判官の方がいろいろ説明してくださっていたので、

審理の中身はよく分かりました。検察官の話，それから弁護人のお話，大変理解できました。その裁判の結果を出すためには必要不可欠だと思います。よく聞き取ることが大事だと思っております。

司会者

2番の方お願いいたします。

2番

公判審理は非常に分かりやすかったですね。理由としましては，項目ごとに休廷に入る，幾つも同じものを長い時間やらないということと，あと控室に戻ってから裁判員の皆さんとか裁判官の方と，あの話ってこういう話だよねという整理がうまくできてたのが分かりやすかった理由かなと思います。全体的な手続についても概ねよく理解できていました。以上です。

司会者

ありがとうございました。では1番の方お願いします。

1番

全体的に分かりやすかったというふうに思います。また，その理由といたしまして，やはり裁判官3人の方の作ってくださった雰囲気がとてもよかったです。3人がとてもチームワークがよくて，お互い信頼し合ってるんだろうなというのが伝わってきたので，私たちもすごくリラックスして，思ったことを言えたりですとか，遠慮なく聞けたりというところなどが分かりやすさにつながったのではないかなと思いました。以上です。

司会者

全体的には皆様分かりやすかったという御評価でございました。では，個別にちょっとまた御感想を聞かせていただきたいと思います。検察官と弁護人の冒頭陳述，今でこそ冒頭陳述という言葉はお分かりになると思いますけれども，当時は分からなかったと思います。これが一番初めに法廷に行かれて，まず最初の主張であるんですけど，検察官・弁護人がそれぞれどうい

主張をしていてどのような点が争点になっているのか、それから検察官と弁護人がそれぞれの主張をどういう証拠で証明しようとしているのかということが、その冒頭陳述を聞いたときに理解できたか、分かりやすかったかというところで感想を述べていただければなと思います。では、今度は1番の方からお願いいたします。

1番

この冒頭陳述に関しましては、書面を下さったのでそれを読みながら理解するという感じでした。ただ、その書面が、今まで見たこともないぐらい文章が長いといえますか、主語がこうで述語がこうで、あれっ、その間に何かいろいろ入ってるなというので、とても分かりにくかったです。ですので、説明を聞きつつ自分なりに理解しつつという感じで、一番初めに緊張していたせいもあったのかもしれないんですけど、文章自体が分かりにくかった。後でかみ砕くのに、控室に戻ってから皆さんで確認し合って、ああ、これでよかったんだなとほっとしたというような感じでした。以上です。

司会者

ありがとうございます。それは検察官も弁護人も両方ともちょっと分かりにくかったという御感想ですかね。

1番

特に検察官のほうの方が分かりにくかったように思いました。

司会者

ありがとうございました。2番の方お願いいたします。

2番

冒頭陳述は、私は検察官も弁護人も分かりやすかったというふうに感じています。当然なんですけど、皆さんプロですから理路整然とお話ししていただけますし。ただ、弁護人の冒頭陳述、今1番の方がおっしゃったように事前にペーパーでもらっていたんですけども、書いてない行間の部分というん

ですかね、そこに書かれていないことも当然入ってくるんで、その辺を聞き漏らさないようにするのは少し苦勞をしましたがけれども、全体的には話は非常に分かりやすかったと覚えています。以上です。

司会者

それでは3番の方お願いいたします。

3番

2番の方と同じ裁判でやっていたわけですけども、事前に渡された書面も読みましたけれども、実際に法廷に入りまして生の声を聞いてよく分かりました。特に弁護人のお話は分かりやすかったです。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方お願いいたします。

4番

検察官の話は割にくどいというんですか、繰り返しがあつたように思いますし、それに応えて弁護人もまた何というんですか、先ほど述べたんじゃないですかというような言い方がありましたね。私の担当というんですか、参加したところでは、そういうことが初日、2日目にあつたように思います。ですから、もう少し短くできないのかなと、そういう感じもしましたし、やはり裁判長が偉いのか、その辺は非常にうまくまとめてくれました。以上です。

司会者

ありがとうございました。5番の方お願いいたします。

5番

検察官の方も弁護人の方もよく分かりました。分かりましたんですけども、その中にやっぱり精神的な障害を持った判決の難しさみたいなものをとでも感じました。以上です。

司会者

ありがとうございました。6番の方お願いいたします。

6番

私の担当した裁判では、検察側の冒頭陳述は実にクリアでよく理解できました。はっきり言って論理構成も見事ですね。ただ、一つ違和感を感じたのは、弁護側の主張のしょっぱなから被告人の無罪を主張しているのにはちょっと違和感を感じましたね。そういう習わしがあるのか知りませんが、そういうことなんですかね。これから裁判をやっていくんですから、いろいろあるんだと思うんですけど、非常に自信満々に言ってらっしゃったから、へっと思ったんですけどね。そんな印象です。

司会者

ここで、参加者の裁判官、検察官、弁護士から、これまでの発言を踏まえて何か質問がございますでしょうか。

鎌田検察官

検察官の鎌田です。貴重な御意見ありがとうございます。1点、この話題事項のメモにも書かれてありますが、検察官の立場としては、まず冒頭陳述を行って検察官がこれから証明しようとする事実を一通り皆さんにお示しした後で、その後、証拠調べで証拠の中身を説明していくわけですが、冒頭陳述とその後の証拠の内容の説明というのが、どうしても裁判員の皆さんに御意見を伺うと重複感があるという御意見をよく伺うんですが、その辺りは今回皆さんが経験された裁判ではいかがだったでしょうかということをお聞かせいただければと思います。

司会者

質問は、検察官・弁護人が初め冒頭陳述で主張しますね。その後、証拠調べに入ってくるんですが、そこは主張と証拠というふうに区別がちゃんとできていたかという御質問だと思うんですが。ここはフリートキングで、何かありましたらお願いします。

2 番

今の御質問なんですけれども、私は別に重複感を感じなかったですね。冒頭陳述というのは、検察側も弁護側も含めて、その裁判を通して全体的に言いたいことを最初にばんと言ってくるんですよ。それを裏づけるためにその後の証拠調べなどで後でつけてくるというふうに解釈をしていたんで、重複をしているとは思いませんでした。逆に、冒頭陳述でおっしゃられた双方の言うことを、自分の中で本当にそうなんだと思える時間なのかなと、その証拠調べというんですか、そういうふうに考えてたので、特に重複感を感じなかったですね。以上です。

司会者

反対に、区別できなかったという方はございますかね。大体冒頭陳述で主張と証拠は区別できたということですかね。

(経験者一同、うなづく。)

小坂裁判官

裁判官の小坂と申します。5番の方と一緒にチームで事件を担当させていただいておりましたので、その関係で、先ほどの点に関するお答えなんですけれども。確かに被告人の声がすごく小さくて、裁判長のほうからも何度もお願いしてもなかなか大きくしゃべってもらえなくて、聞き取りにくくて大変御苦勞をおかけしたかなというふうに思っております。あのときは、なかなか法廷のボリュームを上げるということも機械の関係上難しいという話になってしまったんですけれども。ただ、今後同じようなことがあった場合には、法廷のボリュームを上げたりとかいろいろ工夫をして、裁判員の方が被告人の声など聞き取りにくいということがないように何とかしていきたいなというふうに、あの後、裁判長や陪席の裁判官で話していたところです。あの事件のときは、先ほど5番の方がおっしゃいましたけれども、部屋に戻ってきてから記録を見たというのが、法廷で録音録画したものをみんなで見返

したということで、あれで何とか内容を分かっていただけたのかなというふうに、我々としては期待してたんですけれども、いろんな手を使って不都合がないように今後はしていきたいなというふうに思っております。

司会者

贄田弁護士お願いします。

贄田弁護士

弁護士の贄田です。貴重な御意見ありがとうございます。私からは配付したペーパーのことについてお聞きしたいんですけれども、先ほど1番の方から文章が長くて分かりにくいというふうな御指摘があつて、法曹としてはちょっと気をつけなければいけないなと思ったところなんですけれども。分量ですね。そのペーパーに書かれてある文章の分量が多過ぎるとか逆に少な過ぎて困ったとか、そういう御意見があれば、是非お聞かせいただければと思います。

司会者

これもフリートキングで。どうですかね。1番の方はちょっと多過ぎたという感想ですかね。

1番

いえ、量的には多過ぎたとは思いませんでした。ただ、一つのセンテンスが長過ぎて文の意味がつかめないという、そういうことで申し上げました。

司会者

他の方で、これはちょっと主張が長過ぎるとか、主張が短過ぎて結局何を主張したいのか分からないという、そういう御感想は何かございますでしょうかね。

5番

私は、今もおっしゃっていただきましたように、逆に被告人のほうからの声を一生懸命聞きたくても聞こえなかったということを含めて、資料をいた

だいて、それで十分理解ができたというところがあるので、かえって有り難かったというふうな感じですか。ですから、全然違和感というか、裁判の流れ的には、とても疲れたけれども、理解ができたということはよかったですと自分の中では思います。

司会者

一応冒頭陳述に関して、大体長さとか時間的には適当だったというか、相応だったという御意見ということでもいいですかね。

(経験者一同、うなづく。)

それでは、一番重要な証拠調べのことについて御感想をお伺いしたいと思います。検察官・弁護人がいろいろ立証していったと思いますけども、その証人尋問とか被告人質問の内容は分かりやすかったか、必要かつ十分なものであって、自分の知りたい情報が十分得られたかというようなことだとか、証拠書類の取調べというのがあったんですが、朗読していくので、それでちゃんと理解、頭に入ってきたのかですね。それから、書証の朗読と証人尋問を比べてどちらのほうが記憶に残りやすかったかという点。それからもう一つ、これは1番の方だけが関係ないんですが、2番の方から6番の方までは解剖医とか精神科医という、いわゆる我々で言う専門家の証言があったと思います。この専門家の証言というものが分かったのか。非常に難しい専門用語を使われると思うので、それはちゃんと理解できたのかというような、そういう点からちょっと御感想をいただければ有り難いかなと思います。今度は6番の方からお願いいたします。

6番

私の場合は、先ほどから大変積極的に興味を持ってましたもんですから、精神科の先生とかいろんな専門用語を出してきますね、すると私はすぐに家に帰ってインターネットで調べたりなんかして検証してますから、特にそれが難しかったとか何とかということはないかなと思うんですね。それと、教

養の問題もあると思うんですけど、大体、精神科医の方が言ってるような専門用語というのは、ほとんど私は理解できましたから、特にその辺については問題なかったと思います。

司会者

専門家じゃなくてその他の被告人質問とか証拠書類の朗読とか、そこら辺りは頭に入ってきましたでしょうかね。

6番

そう言われてみますと、ちょっと長過ぎたりですね、ちょっとくどかったかなというところ、検察の証拠のあれなんかは少しだれちゃったところがあったと思うんですけど、概ねちゃんと理解できましたね。

司会者

だれたというのは、証拠書類の朗読のことですかね。

6番

そうですね。

司会者

5番の方。ちょっと被告人の声が分からなかったというのはもうお答えが出ていますので、それ以外のことでありましたら。

5番

分かりましたので別に問題はありませんでした。いろんな面で、じっくり書面も読めましたし、検察官の方の意見、それから弁護人の方の意見も理解できましたので、あまり問題はありませんでした。

司会者

4番の方お願いします。

4番

私は、そうですね、3分の2ぐらいは理解ができたと思います。写真その他出されましたけれども、あまり生々しいのが出てきたせいか、裁判員1人

が、それを見てかどうか、感じたかまで分かりませんが、倒れたというのは、あれは相当きついものが出たんじゃないかと思います。ただ、医学的にどうのこうのということはよく分かりませんが、被告人の何というんですかね、医者が説明する、被告人の心まではなかなか我々にどんなふうになってるのかが理解できませんから、医者がどういうふうに彼らのことを解釈してああいう発言をするのか、その辺まではなかなか理解できなかったと思います。以上です。

司会者

4番の方が言われたのは、証人の言われてる内容は分かったということですかね。

4番

示された内容を理解するということと、それから、私の担当した事件は刃物で何十か所と刺したというようなことだったんですけれども、結局その、何というんですかね、なぜそんなに何回も何回も刺したかという、その心理的な方面の解釈は、医者はあまり説明ができないと思います。ですから、それが量刑につながる重要なことだったんじゃないかと私は思ってたんです。実際に刺したということよりか何回もやったということですね。そういうことを専門家が説明するのが、どういうふうにして心理面まで入って調べていくのか、そういうことをやったのか、その辺は分かりません。

司会者

どうもありがとうございました。3番の方お願いします。

3番

私たちの扱った裁判で、証拠書類というのはちょっと思い出せないですが、防犯カメラの映像がありまして、それを机の上のモニターに映していただいたので、大変よく分かりやすかったです。それとあと、証人の方が2人立ちましたが、その中の1人は精神科のお医者さんでした。いろいろ質問もでき

ましたし、裁判員のほうからも質問ができる状態で大変よかったと思っております。心の闇などの説明もありました。それからあと、被告人の方は声はきはきとして、きちんと答える人でしたので、何人かの裁判員は直接被告人に質問などしました。大変分かりやすい法廷だったと思っております。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方お願いいたします。

2番

全般的には分かりやすかったなと記憶をしています。ただ、証人尋問、今3番の方がおっしゃられましたけども、精神科の先生と、被告人が育ってきた中で関わった方、お二人出てきたんですけども、精神科の先生の話は、言いたいことは分かるんですけど、それを自分で考えなきゃいけない事件にどう結び付けていいのかなというのは、そこは多分それぞれが考えることだと思うんで、そこを少し迷いましたね。精神科の先生が被告人の心情、心の中を一生懸命説明をしてくれるんですけども、だから犯罪を犯していいということには決してならない。それは当然そうなんでしょうし、そこをどう結び付けていっていいのか。先ほどおっしゃってましたけど、心の中は見えないので、それを量刑にどう反映させていいのかなというのは非常に悩んだ記憶があります。それとあと、被告人の質問については直接裁判員もできるのは非常にいいなと。同じ話を聞いても人それぞれ疑問を持つところは違うと思うんで、今のところをもう1回聞いてみたいとか、このところどう考えてるのかなということについて、個別に質問できる機会を与えてもらえるのが非常に良かったなと思います。証拠の書類なんかは非常に分かりやすく作られていて、1回見れば、ああ、そういうことなんだなと理解ができるものだったと思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。1 番の方お願いします。

1 番

立証についてはとても分かりやすかったところと、あとすごく気をつけてついていかなきゃと気を引き締めたところとありました。分かりやすかったところは、証人ですとか被害者の方、あと被告人が直接立って出てきたときには、やはり言葉が同じなのか、すごく分かりやすかったし、ずっと入ってきました。また、証拠なども、写真を見せていただいたりビデオを見せていただいたりというのも、視覚的に分かりやすかったです。あと、気を引き締めたところは、検察官・弁護人の方がスピーディに進んでいったので、しっかりよく聞いてついていくようにしなくてはというところで、ちょっとどきどきしながら話を聞いていたというような感じになります。以上です。

司会者

ついていかなきゃいけないと今おっしゃいましたけど、質問のスピード、テンポが速かったというところがございますかね。もうちょっとゆっくり質問してほしいとか。

1 番

そうですね。ちょっとかみ砕く時間といいますか、飲み込む時間がちょっと足りなかったような、どんどん進んでしまうので、それについていくのが精いっぱいというような、そんなところがあったように思います。

司会者

ありがとうございました。ここで参加者のほうで何か質問とかございましたら、どうぞ。

贄田弁護士

弁護士の贄田です。特に1 番の方と6 番の方にお伺いしたいんですけども、この事件で社会福祉士の方が更生支援計画というのを作っていて、恐らく証人として出てきてお話しされたのではないかなと思いますけれども。最近、

法曹関係者との間でも社会福祉士の方のほうに頼んで、出た後の処遇とかそういう整備をするというようなことがやられることが増えてきてるんですけども、実際に法廷で見たあるいは証拠書類として見た率直な印象をお伺いできればと思っています。

6番

まさに私のところの裁判もそうでしたね。それは確かに私は内心感心してました。弁護人というのはそこまで、その証人を出してきてですね、その被告人の将来、あるいは刑が終わった後のことまで考えられてるんだなど。ただ、その量刑だけのものではなくて、やっぱり被告人の将来の立場もしっかり考えられてるなという印象は受けました。

司会者

ありがとうございます。1番の方は何か御感想というのはありますでしょうか。

1番

こんな救いがあるんだというのを初めて知りました。被告人の方、刑務所に入った後どうするんだろうというのが、何か他人事ながらすごく心配といいますか、何か分かりにくかったのが、保護司の方という存在があって、そういった言葉が聞けたというのは、すごくよかったんじゃないかなというふうに思いました。ただ、休憩室の中でも、本当につながるといいねなんていう話は出ていました。以上です。

司会者

ありがとうございました。他に聞いておきたいという方はございますかね。ちょっと私のほうで4番の方に、ちょっと生々しい写真が出たということですけど、4番の方もちょっとその写真を見るのはつらかったというか、きつかったという感じがありましたかね。

4番

いや、私は解剖図やなんかを見るのは慣れてますからいいんですけども、倒れたのを見て、私もちょっとびっくりしたんですね。その写真が出たときに。ですから、そういうひどかったというんじゃないです。

司会者

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。また最後に皆様から質問を伺う機会があるかと思いますので。証拠書類というものがありますが、これは大体皆さん理解できたということですかね。特に何か全然頭に入らなかったということはないですか。

(経験者、一同うなずく。)

鎌田検察官

今、証拠書類の話が出ましたので、それに関連してなんですが、皆さんが裁判員裁判で目にする証拠書類というのは、実際は非常に絞られたもので、捜査段階ではもっとたくさんの証拠を集めて何分冊にもわたるような証拠を、裁判員裁判までの間に公判前整理手続という手続で法曹三者で証拠を整理して、それで非常に圧縮した形で裁判員裁判の場にお出ししているわけなんですけれども、その証拠書類を御覧になって、何か不足していると。つまり、自分としてはもっと真実を知りたいんだけど、その真実を知りたい自分が疑問に思っている情報が、ちょっとこの証拠書類では足りないということがあったかどうか。逆に証拠書類が多過ぎて、ちょっとこれはおなかいっぱい全部これは消化しきれないよという状態だったか。あるいは、証拠書類の分量としては適当な量だったか。その辺りをちょっとお聞かせいただくと有り難いなと思います。

司会者

率直な感想で、多過ぎる、ちょうどいい、少な過ぎる、この三つに分けるとどうなるかということだけ言っていただければと思うんですが。1番の方からお願いします。

1 番

ちょうどよかったです。ただ、ショッピングセンターの駐車場を映したビデオというのが一番大事で、それを何回も何回も見たんですが、それが分かりにくくて、もっとそれに関連した他の書類ないのかしらとかいう話は出ました。ただ、それがあったのかなかったのかは分からないんですが、もしそれがあればよかったなと思ったので、少ないにします。変えます。

司会者

2 番の方お願いします。

2 番

ちょうどよかったと思います。以上です。

司会者

3 番の方お願いします。

3 番

私もちょうどよかったと思います。

司会者

4 番の方お願いします。

4 番

私もちょうどよかったと思います。

司会者

5 番の方お願いします。

5 番

事件の内容からしたら、これしかないんだなというふうには思いましたね。

司会者

6 番の方お願いします。

6 番

多いか少ないか足りてないかということでは、私のところの裁判では

ちょうどよかったなという感じがしてますけど。

司会者

どうもありがとうございます。それでは次に移りまして、検察官・弁護人の最後の主張ですね。論告・弁論は分かりやすいものであったか。これが大きな質問になります。その内容として、これまで証拠調べをしていますんで、検察官はこういう証拠によってこういう立証をしてるんだなと、弁護人もこういう証拠によってこういう主張ををしてるんだなということが聞いてて分かったかということですね。それと、あと1点は、量刑傾向というものに触れられた場合、参考になったかという、大きく分けるとこの二つです。今度は、1番の方からお願いいたします。

1番

量刑傾向って何ですか。

司会者

では量刑傾向はちょっとおいときますしょう。初めの質問で、これまでの証拠を踏まえてちゃんと整理されて検察官・弁護人とも主張しているのか、それがちゃんと理解できたかというような質問にしましょう。

1番

今おっしゃった質問に関しましては、とても分かりやすかったです。検察官・弁護人ともに理解できました。以上です。

司会者

2番の方お願いいたします。

2番

結論から言うと分かりやすかったと思います。ちょっと細かい部分まで、時間がたって忘れてる部分があるんですけども。量刑傾向ってあれですよ。類似する犯罪でこれぐらいの刑が科せられてますよという分布に基づく、この裁判の量刑はこの辺が適当なんじゃないかというところの争いですよね。

それはグラフなんかも確か使われていて、それに対してここが加味される、ここが加味されるというような、または、ここが引かれるというようなところで、確か説明がなされて分かりやすかったというふうに記憶をしています。また、争点も、それも冒頭陳述からずっとつながってくると思うんですけども、こういうことがあるから刑を少し軽くしてほしい、それに対して検察は、いやいや、そんなことは全く考えられないからここら辺が適当なんだというようなところで、量刑を争う点で、その辺がはっきり分かりやすい説明がなされていたんで、考えも割とまとめやすかったかなと思っています。以上です。

司会者

それでは、3番の方をお願いします。

3番

この被告人は生い立ちからくる心の闇がありまして、そのことに関しては、証拠や検察官・弁護人の主張がちょっといろいろ考えてみても、自分ではちょっと範囲を越えたところだなと思いました。あとは、量刑に関しても、こういうことはこのぐらいということで、過去のいろんなことを説明されたので、量刑に関してのことは分かりましたけれども、心の闇をどういうふうに加えるかというのは、私は最後まで大変悩みました。難しい判断だったなと、今でもそれは思い出します。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方お願いいたします。

4番

量刑傾向に関しては、私は理解できましたね。検察官と弁護人ですか、お互いに自分のほうに誘導しようとする内容が出るのは当たり前だと思うんですけども。裁判長が非常にバランスよく持っていつてくれるので、私はそういう点においては理解できましたですね。特に違和感なくやりました。

司会者

5番の方お願いいたします。

5番

理解できましたの一言だと思いますけども。ただ、ちょっと私自身は、何というんでしょうか、精神的な闇からこういう状況に陥ったということに対して、少し、何ですか、その本人の罪というものをきちっと本当に理解できていたらいいなと、できたらいいなというふうな私の願いを込めながら、両方とも、検察官・弁護人の方のお話というのは理解できましたんですけども、その被告人のこれから生きてほしい、きちっと自分の罪というものを自分の心の中に置いて生きてほしいなという願いをととても強く感じましたね。

司会者

どうもありがとうございました。では6番の方お願いいたします。

6番

量刑につきましては、いろいろ裁判員の方と裁判長含めて議論してきて、その結果としてこうなったわけですから、その内容については納得できるものが多々あるんですけど。3番の方と今5番の方がおっしゃったように、被告人の心の闇とか、そういう精神的な背景、そういうことを加味すると結構複雑な気分でありますね。その辺は、またこれから裁判でどういうふう処理されていくのか、一つの課題じゃないかなとは思いますが。

司会者

どうもありがとうございました。基本的には論告・弁論というのは分かりやすかったという御感想ですかね。証拠に基づいてどういう主張をされているかということとは、一応理解できたということでもいいですかね。

6番

それはクリアに分かりました。

司会者

それでは、公判審理全体を通して、ここは改善してほしい、ここは直してほしいというところがありましたら、お願いいたします。

6番

裁判員の選び方なんですけどね。今もランダムに選ばれてるんでしょうか。それがこれでいいのかなということをちょっと疑問に思うんですよ。そうすると、例えば年齢的に同年代が集まっちゃうとか、あるいはどこかの裁判では女性ばかりだったとか、そういう話も聞いてますんで、そういうところでバランス的に、例えば冒頭に申し上げましたように、もっと若い人に参加してもらいたいとか、そういうふうな意思表示を反映されるようなことができるのかできないのか、そういうことを考えてるんですけどね。それはどうなんだろうかね。

司会者

そういう制度設計の問題はちょっとおいとしまして、審理ということについて、起訴状の朗読から始まって冒頭陳述をやって証拠調べをやって論告までやると、この審理全体でどこかここは改善してほしい、その審理の中身です。制度じゃなくて、審理のここは改善してほしいというところ、何かここはちょっと注意してほしいというような点がもしあれば、是非ともお伺いしたいなと思うんですが。

5番

先ほど、最初に私申し上げましたけれども、これからもいろんな方に裁判員になっていただきたいというふうに、この経験というのは本当に大切だなというふうに私参加させていただいて強く感じましたので、本当にどなたにも参加できるような体制を作っていただきたいというときに、私が最初に申し上げましたように、被告人の声が聞き取りづらいつらいつらということの、もっともっと、やっぱり配慮ができるように、その後でいろいろとマイクのボリ

ユームを上げるとかいろんなことを考えていらっしゃるようですけれども、是非ともそういったようなところを工夫をしていただきたいなというふうなお願いです。

司会者

どうもありがとうございました。引き続き、最後の評議について。評議というものは最後の結論を決めるためのものですが、これは検察官・弁護士は参加できませんので。それについての雰囲気ですね。内容はちょっと評議の秘密になるんで、結局ちゃんと自分の意見が言えるような雰囲気だったか、それとも言えないような雰囲気だったのか、ちゃんとした議論ができたのか、できなかったのか、議論できなかったんだったら、どういう点を改善していかなきゃいけないのか、そういうところで御感想があればお願いいたします。6番の方からよろしくお願いします。

6番

私の裁判では、裁判員の皆さんがまとまってたせいもあるのか、あるいは裁判官のほうのリードがうまかったのか知りませんが、非常にいい雰囲気でも議論ができたと思います。最初の頃は恐らくみんな固くなってましたから、思ってることも言えなかった人もいたんじゃないかと思うんですけど。特に精神面の話になると非常に難しいと思うんですよ。非常に精神的に被告人に過度に同情してたりした人もいたようですけど、そういう人たちもいましたけど、最終的には審議でだんだん収れんされてまとまってきたなと思います。そういう点では非常に上手にできたかなと思ってます。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方お願いいたします。

5番

とてもいい雰囲気だったんです。よかったです。以上です。

司会者

4 番の方お願いします。

4 番

非常に難しい事件だったと思いますけども、それぞれが意見を言い、なかなか最後はまとまった判決だったんじゃないかと思います。よくできたと思います。

司会者

3 番の方お願いいたします。

3 番

私どもの裁判も男女の比率、年齢みんなばらばらで、それでもなかなかまとまって、いい雰囲気でお互い言えることを言える審議の時間だったと思います。以上です。

司会者

2 番の方お願いします。

2 番

非常にやりやすかったと思います。裁判官が適切なタイミングで発言を促してくれますし、また、裁判官、裁判員の垣根なく意見が言える雰囲気を作ってくれますんで、その点は言いたいことが言えるというか、率直な意見が言える場だったと思います。以上です。

司会者

最後、1 番の方お願いします。

1 番

とてもいい雰囲気でした。それぞれみんな意見は違ったんですが、それでも言える、聞いてくれるという雰囲気が作れていました。最終的には不満なく皆さんの意見がまとまったというふうになりましたので、とてもよかったです。以上です。

司会者

ありがとうございました。評議時間ですね。評議に充てた時間でちょっと短過ぎる、長過ぎる、適当だったということになれば、どういう御意見になりますかね。ちょっと評議が長過ぎるんじゃないか、ちょっと短過ぎてもうちょっと議論したいとか、ちょうどよかったかなとか。この三つの段階であればどうなりますかね。

6番

私のところは、もうちょっと突っ込んでてもよかったかなという気がしています。以上です。

1番

適当でした。といいますのが、最終日の前の日の午後、ここで意見をいろいろ出し合って、そのまとまり具合によって次の日の集合時間を決めようということになったんですね。それで割と意見がたくさん出てきたので、じゃあ次の日はもうちょっと早めに集まって、もう少し議論を尽くしましょうということになりまして、それがすごく納得のいく提案だったので、とてもよかったです。以上です。

司会者

4番の方お願いします。

4番

なかなかチームワークがよかったせいか、半日から1日、半日でしたかな、休みをとれたぐらいでしたから、なかなか裁判長の適切な指導があったんじゃないかと思って、よかったと思います。

司会者

他に何かありますか。適当だったということで他の方もよろしいでしょうかね。

(経験者一同、うなづく。)

それでは、ここで参加者の裁判官、検察官、弁護士で最終的に何かこのこと

を聞いておきたいということはいかがでしょうか。

贄田弁護士

弁護士の贄田です。最終的なまとめみたいな話になりますけれども、弁護人のここが悪かったとか、こういうところを直したほうがいいんじゃないかとか、そういう批判的な意見を是非お聞きしたいと思っています。弁護士会としても、やっぱり裁判員裁判をよくしていきたいという気持ちもありますので、改善できるところは改善したいと思っていますので、強いて挙げればというようなことでも構いませんので、是非お伺いしたいと思います。

司会者

必ずということでもないんですが、ここは検察官に対してでも裁判官に対してでもよろしいんですけど、ここだけはちょっと直してほしい、ここは工夫してほしいということがありましたら、ささいなことでもいいと思うんです。それでは、4番の方お願いします。

4番

開廷してから傍聴人が出たり入ったり出たり入ったりするのは、あれを裁判長が休廷と言うまで、一回入ったら特別なことがない限りは出たり入ったりさせないでほしいと思いましたね。それから、被告人は、二人に守られますよね。ですけども、手錠を外しているときに激高したわけですよ。そして、結局退廷を命じられたことなんかがあるんで、あの辺は、あそこに係が一人、二人いたと思いますけども、そんなんで間に合うのかどうかということを感じましたね。一瞬、退廷と裁判長が言って、その被告人を出しちゃいましたけどもね。私もちょっとびっくりしましたけども、そういうので周りには係がああ程度でいいのかなと思いましたし。それから、先ほど言った出たり入ったりするのは新聞記者かと思うんですけども、マスコミですね、それが本当に出たり入ったり頻繁にやるので、ちょっと落ち着かないかなと思ってました。

司会者

当事者の活動，裁判所の皆さんに対する接し方，そういうので何かここは直してほしいというのがありますかね。ここはちょっと不満に思ったという点，例えば質問が何を聞いているのかよく分からなかったとかですね，もしありましたら。今日の皆さんの意見を聞いてると大体うまくいった感じがあるんですけど，いずれにしても何かここは直してほしいというところがありましたら遠慮なく言っていただければなと思います。

2番

贄田先生の最初の質問に手短に。いろんな弁護士の方の手法だと思うんですけども，私の印象では割とペーパーレスで，主張を一つ二つ確か画面に提示されて，あとは全て言葉での説明だったのかなというふうに記憶してるんですね。後から振り返るのに，多少なりとももう少し資料があったほうがよかったのかなと。言葉を聞くというのは，聞いた後ではどんどん忘れていっちゃうので，その辺が，先ほど強いて言えばというふうにおっしゃられてたんですけども，反対にペーパーをたくさん用意される弁護士の方もいらっしゃるのかもしれませんが，私のときにはもう少し資料があったほうがよかったかなというのが感想です。それとあと検察の方，これはよかったなと思うところなんですけども，最初イメージとして非常に淡々と進めていくのかなと思いきや，割と感情が見てとれるというか，やはり感情に支配されるんだなというところは，何かやってみてふだんニュースだとか新聞では見えない検察の方々のあり方というかが見えてよかったなと，よかったなというか，そうなんだなというふうに改めて認識をしました。以上です。

司会者

ありがとうございました。他に何か御意見がある方は。3番の方からお願いいたします。

3番

今の話なんですけれども、検察の方が、ある程度感情的になられたかどうかはちょっと覚えてないんですが、早口になりまして、言ってることがちょっと聞き取れませんでした。お話しするときはなるべくゆっくりお話ししていただきたいなど、そのときは思いました。以上です。

司会者

6番の方をお願いします。

6番

私の場合はくだらないんですけど、法廷で検察官と弁護人とのやりとり、ほとんど聞き取れなかったんです。裁判長にも言ったんですけどね。さっきからこちらの方が聞き取れないとおっしゃってたから、もう年寄りだから聞き取れないのかななんて思って、あんまり問題にしなかったんですけど。とにかく声か小さくて、ですからせっかくやりとりしてるのがうまく聞き取れないから、何言ってるか分からない部分というのが多々あるんですよ。だからもう少しマイクのボリュームを上げるとか、法廷の音響設備をもうちょっと改善して分かりやすくしたほうがいいのかなと思ってますけど。

司会者

それは、検察官と弁護人が、例えば証人に対して質問しますよね。その質問内容が分かりにくかったというような御趣旨ですかね。

6番

いや、それ以前の話で、声が聞き取れないんですよ。小さくて。私の裁判のときなんか、特に弁護人は、裁判員席から見ると弁護人は右側でしょう。そうすると大体後ろ向き、裁判官に対してちょっと後ろ向きながらしゃべってるから、余計向こうに声が行っちゃって聞こえない。その担当された弁護人がすごく静かな人で、おとなしくしゃべる人だから、余計聞き取れなかったのかもしれませんがね。それはちょっと改善する余地があるんじゃないかなと思ったんですけど。

司会者

4番の方をお願いします。

4番

私の担当したときには、検察官は問題なかったですけども、弁護人の態度が非常に私は、私の感覚ですけども、悪かったですね。常に腕を組んで、常に発言するときは腕を組んでやるしね。私は学生時代から、いろんな指導者の会とかに顔を出してたんですけども、教授に、こうやってものをしゃべる人間というのは相手を拒絶するんだと教わってましたから、弁護人が相手に説明するときにあの態度でいいのかな、どうも気に入らないなと思ってました。それから、本当に被告人を弁護する気なのかというふうに思った、そういう発言が何回もありました。それは本当に感じてました。

司会者

ありがとうございました。最後に、全員の方からこれから裁判員になられる方へのメッセージを一言ずついただけたら有り難いかと思います。これから裁判員になられる方へのメッセージ、応援でもいいですし、何か気をつけることでもいいですが、あったらお願いします。1番の方からお願いします。

1番

とても得難いですし、私はやってよかったと思います。次の方も是非心配せずに臨んでいただければなと思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。2番の方をお願いします。

2番

めったにない機会だと思うんですけども、是非経験をしてもらいたいなと思ってます。司法制度を非常に身近に感じられる時間ですので、精神的な負担はあるかと思いますが、是非経験してもらえればと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。3番の方お願いします。

3番

年齢がいついてちょっと引け目を感じるかもしれませんが、そんなことはありませんので、とてもよい経験なので、もし裁判員になられたのなら是非やってみてください。一生に残るいい思い出になると思いますし、裁判に対する考え方も変わると思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。4番の方お願いします。

4番

私は一生懸命務めたつもりです。ですから、是非これから若い人でも年寄りでも当たったらやってみたほうがいいんじゃないかと、そんなふうに思っています。

司会者

ありがとうございました。5番の方お願いします。

5番

本当にいい経験ですので、皆さんにもやりなさい、やりなさいと、通知が来たらやりなさいというふうに言いたいぐらい、本当にいい経験をさせていただいた、本当よかったなというふうに思っております。それともう一つ、検察官それから弁護人の方をお願いしたいのは、やはり早口にならないような形で言葉尻をきちんと伝えていただけると大変うれしいなど。そうすると、どなたでもやれるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。最後の締めで6番の方お願いします。

6番

裁判員というのは国民の義務ですから、やはり誇りを持ってやるべきだと思いますし、やりたくたってやれない人もいるわけですから、そういう意味で選ばれた人はとにかくプライドを持って臨んでほしいなと思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。本当に貴重な御意見ありがとうございました。これを参考に法曹三者でまた分かりやすい裁判員裁判を目指していきたいと思います。本日はどうもお忙しい中ありがとうございました。

以 上